

経済建設委員会会議録

令和5年7月3日（月）
（開 会） 10：00
（閉 会） 11：53

【 案 件 】

1. 議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例
2. 議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）
3. 議案第50号 市道路線の認定
4. 議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））
5. 閉会中の特別付託事件について

【 報告事項 】

1. オートレースの運営状況等について（公営競技事業所）
2. 工事請負変更契約について（土木建設課）
3. 工事請負変更契約について（農業土木課）
4. 工事請負契約について（企業管理課）

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の17ページをお願いいたします。今回の改正は、飯塚市立病院が福岡県知事より、地域医療支援病院に承認されたことに伴い、徴収が義務づけられている非紹介患者初診加算料、いわゆる選定療養費に係る利用料金の値上げ及び再診加算料を新設するため、飯塚市病院事業条例の一部を改正するものでございます。概要をまとめた資料を用意しておりますので、こちらの資料で説明をさせていただきたいと思っております。

提出資料の1ページをお願いいたします。飯塚市立病院は、令和5年4月1日付で福岡県知事より、地域医療支援病院に承認されました。地域医療支援病院とは、医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担い、かかりつけ医等を後方支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している医療機関でございます。

次に承認要件でございますが、「1 開設主体」、「2 紹介患者中心の医療を提供していること」、「3 救急医療を提供する能力を有すること」など、6つの要件がございます。この全ての要件を満たすことが必要となっております。なお、「2 紹介患者の中心の医療を提供していること」については、市立病院は、要件（ウ）「紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること」を満たしております。

飯塚市立病院が、この地域医療支援病院の承認を受ける意義としましては、資料2ページ目のイメージ図にもありますように、かかりつけ医等の地域の一次医療機関と、入院医療を主体とし、緊急救急医療を提供できる二次医療機関との機能の役割分担を図るとともに、これまで

も相互に行ってきた紹介、逆紹介に加えて、市立病院の設備や、MRI、CTなどの機器等の共同利用体制の確保や、院内、院外の医療従事者への研修を通じて、今まで以上に連携を強化することにより、地域の医療提供体制を一体的に充実させようとするもので、飯塚医療圏域にお住まいの皆様に対して、より良い医療を適切かつ迅速にご提供し、地域の中核的病院としての役割を果たそうとするものでございます。

最後に、条例改正の内容となります。非紹介患者初診加算料等の見直しについてご説明をいたします。資料3ページ目をお願いします。非紹介患者初診加算料等の徴収が義務づけられている根拠法令等に、関係条文を抜粋してお示ししております。非紹介患者初診加算料とは、一部の病院に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じているため、200床以上の地域医療支援病院では、緊急の患者を除いて、紹介状なしに外来を受診する患者から特別負担、非紹介患者初診加算料を徴収することが、資料中ほどの厚生労働省令「保険医療機関及び保険医療養担当規則 第5条第3項第二号」において義務づけられているものでございます。市立病院では、令和5年4月1日付で、地域医療支援病院に承認されたことから、次に記載しております「厚生労働省告示療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等 第一の三の一及び二」にあります、厚生労働大臣が定める額の下限に、利用料金の見直しを行うもので、非紹介患者初診加算料のうち、初診については、現行1650円を7千円に、再診については、3千円を新規に設定するものでございます。なお、地域のかかりつけ医から、紹介された患者様や、救急搬送された方、国の公費負担医療制度受給対象者の方については、初診、再診ともに、これまで同様、加算料は不要となります。議案書の18ページに新旧対照表で改正内容をお示ししております。

資料4ページには、令和4年度の受診患者と選定療養費、徴収件数の割合についてお示ししております。受診患者数合計17万7492件に対しまして、選定療養費徴収件数は4208件で、約2.4%となっております。また、表外には、地域のかかりつけ医の初診料の目安について負担割合ごとにお示ししております。なお、施行は、非紹介患者初診加算料等の改定を周知するための期間が必要なため、令和6年1月1日としております。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○田中裕委員

市立病院が地域医療支援病院に承認を受けたということですが、この承認を受けることについてのメリットまたはデメリット、どのようなものがあるのか、教えてください。

○企業管理課長

今回の承認を受けることによりまして、先ほど説明の中でもちょっと触れさせていただいておりましたけれども、地域の医療機関との機能分化をさらに推進し、紹介外来制の仕組みづくりを強化することで、重篤な患者の受入れ対応ができる環境を整えるとともに、2次救急を担っていくことが、市立病院の重要な役割でありまして、外来患者を多く受け入れることで、救急対応機能に支障を来してはならないと考えております。併せて、医師の働き方改革の推進という観点からも、医療スタッフの負担軽減を図る必要がございます。このため地域の中核的病院として、地域医療の支援病院の名称取得に至ったものでございます。デメリットとしましては先ほどお伝えしておりますけれども、紹介加算料が初診の場合に7千円、再診の場合に3千円というような負担がありますけれども、そちらのほうにつきましても、かかりつけ医等からの紹介状を持って、来院していただければ、そちらのほうはかからないというような形になっております。

○田中裕委員

メリットとしまして、今の答弁の中で、外来患者を多く受けることによって、緊急医療に支

障が来すおそれがあるという答弁だったと思いますが、それでは今現在、紹介状なしで来院される患者さんは何%ぐらいいらっしゃるのかお尋ねいたします。

○企業管理課長

先ほどの説明の中でもちょっとさせていただいておりましたけれども、2.4%ということになっております。資料の4ページで、受診患者数合計17万7492件に対しまして、選定療養費を徴収した件数としましては、4208件ということで約2.4%ということになります。

○田中裕委員

これは、令和4年度で、2.4%。大体このくらいぐらいで推移しているということでしょうか。この点はいかがですか。

○企業管理課長

ただいま説明させていただいた分につきましては、令和4年度ということになっておりますけれども、大幅に変わることはありません。

○田中裕委員

ということは、今現在でも2.4%の方が、紹介状なしでこられていると。ということは別に、この承認を受けなくても、それほど変わらないのではないかと思えますけど、それでもやはり受けたほうがいいのでしょうか。こう聞いても、なかなか答弁は難しいかと思えますけど、この地域医療の承認を受けることによって、この2.4%がさらに少なくなると、そのようなお考えでしょうか。

○企業管理課長

その分につきましては少なくなると思っております。

○田中裕委員

分かりました。そうしたらこの非紹介患者に対しまして初診で7千円、再診で3千円という改正のようでございますが、この7千円、3千円はどのように決められたのか、お尋ねいたします。

○企業管理課長

先ほど説明をさせていただきました提出資料3ページの非紹介患者初診加算料等の徴収が義務づけられている根拠法令等の、さっき説明させていただいておりましたけれども、真ん中中段の下ですね、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等ということで、この地域医療支援病院に承認された200床以上の病院につきましては、第一の三の一、厚生労働大臣の定める選定療養費第2条第4号の初診に係る厚生労働大臣が定める金額、こちらのほうが7千円で、二のほうが、こちらのほうが再診のほうになりますけれども、再診に係る厚生労働大臣が定める金額の3千円の、限度金額に設定したものでございます。

○田中裕委員

厚生労働省告示第107号の第5条第3項第2号に掲げるというものを今紹介されました。初診が7千円、再診が3千円ということでございますが、資料1では、以上というふうに書かれておりますが、これ以上を徴収しなさいという、その一番低いというか、安い金額で設定されたという、このような考えでよろしいですね。それはその中で、再診が3千円以上というふうにあります。この再診の定義といいますか、これは例えば、一つの病気にかかって治療を受けた、市立病院で治療を受けた、その病気がある程度落ち着いた。後にまたその病気が再発してかかったのを再診というのか、それとも、一つの病気が大体よくなりましたと、また違う病気とか、けがでかかった場合を再診というのか、言ってみれば、同じ病気で再度かかるのが再診なのか、違う病気でかかって再診というのか、このあたりはどっちが再診なのでしょうか。

○企業管理課長

先ほど委員がご質問された件ですけれども、再診とは病状が安定し、ほかの医療機関へ紹介した患者様、逆紹介ですね、逆紹介をさせていただいた患者様が、ご自身の判断で紹介状を持たずに、再度市立病院を受診した場合ということになります。病気自体が変わった場合につきましては、それは診療科目が変われば、そこは初診というような形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第47号 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 契約変更の締結（競走場メインスタンド整備工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

まず、説明の前に提出しております資料に訂正がございますので、ちょっとその辺をご説明させていただきます。まず資料1ページの右上、円のところ、単価となっておりますけれども、正しくは単位でございます。次に、資料の3ページの右上の変動率のところ、パーセントと表示しておりますけれども、こちらについては比率となっておりますので、パーセントの表示については削除をお願いします。おわびして訂正いたします。

それでは改めまして「議案第48号 変更契約の締結（競走場メインスタンド整備工事）」について補足説明をさせていただきます。

本議案は、令和4年3月18日に松尾建設株式会社北九州支店と契約締結をしております「競走場メインスタンド整備工事」の工事請負契約につきまして、契約金額を変更するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

変更の概要といたしましては、物価の変動による諸経費の増により、請負金額が不適当となったことから、契約金額を原契約金額25億2670万円から、9916万7439円増額し、26億2586万7439円とするものでございます。

金額の算定につきましては、資料の2ページにございます。「工事請負契約約款」第26条第1項から第4項に沿って算出をしております。資料の1ページをお願いします。契約変更に係る計算書となっております変動前の残工事代金額、これは元の請負代金から出来高請負代金を控除した額になりますが、これをP1とし、変動後の残工事代金額、これは基準日の賃金または物価を基礎として算出したP1に相当する額になりますが、これをP2として、計算式を示しております。P2とP1の差額から、受注者負担分でありますP1の千分の15を控除した額に消費税を掛けた金額が、今回の増額分9916万7439円となっております。なお、3ページに工事区分ごとの「建築費指数」の変動率をお示ししております。令和4年3月と令和5年3月の比較で建築工事で10%、設備工事で5%の上昇となっております。先ほど申しましたP2の算出に当たっては、これらの変動率を基礎としております。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第48号 変更契約の締結(競走場メインスタンド整備工事)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○土木管理課長

「議案第50号 市道路線の認定」について補足説明させていただきます。

議案書22ページをお願いいたします。市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるため提出するものでございます。今回認定する路線は5路線、延長358.6メートルでございます。路線明細の左端に記載しております一連番号の1番の路線は、路線見直しにより路線認定を行うものです。路線箇所は23ページに記載しております路線明細の左端に記載しております、一連番号2番から5番までの路線は、寄附採納により路線認定を行うものです。路線箇所は、24ページ、25ページ及び26ページに記載しております。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

長尾水道口線かな、路線番号の1番、これは177メートル、延長が。幅員が4メートルなんですよ、これ。4メートル。これ車両制限令は関係ないですか。

○土木管理課長

はい、関係ないでございます。

○坂平委員

車両制限令は、幅員何メートルですか。

○土木管理課長

ちょっと調べます。

○坂平委員

2.5メートルやないとかな、幅員が。これ4メートルだから、これは4メートルで市道認定はオーケーなのか。

○土木管理課長

オーケーでございます。

○坂平委員

何メートルからオーケーなの、寄附採納でするにしても。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:23

再開 10:26

委員会を再開いたします。

○土木管理課長

今回の件につきましては、認定基準と長尾水道口線の取付け道路についての認定について、次回の経済建設委員会でご報告いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第50号 市道路線の認定」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」について補足説明を行います。

「令和5年度補正予算書（令和5年5月31日専決）」の3ページをお願いいたします。歳入歳出、それぞれに21億4025万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、いずれも249億4026万4千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、令和4年度決算見込み額におきまして、5億7469万7562円の歳入不足となり、また、継続費3万3218円の繰越金、繰越明許費2360万円が発生したことから、この合計5億9833万1千円を、地方自治法第179条第1項及び同法施行令第166条の2の規定に基づき令和5年度予算から令和4年度決算に繰上充用を行うため、専決処分を行ったものによるものでございます。

予算資料の4ページをお願いいたします。歳出の前年度繰上充用金、補正額5億9833万1千円でございますが、このうち先ほど申しました令和4年度決算見込額における歳入不足額5億7469万7562円が、令和4年度末の累積赤字額となります。令和3年度末の累積赤字額6億7442万1432円と比較しまして、9972万3870円減少しており、この額が令和4年度の単年度黒字となっております。そのほか、歳入の勝車投票券発売収入と、それに関連する歳出経費の補正によりまして収支のバランスをとっております。手続の時期といたしましては、出納整理期間内に行うのが通例となっておりますので、5月31日付で補正予算の専決処分を行ったものでございます。

次に、補足資料の「飯塚オートレース場累積赤字推移」を御覧ください。先ほど申しました累積赤字の推移を示しております。包括的民間委託に移行した平成27年度以後、減少を続けており、令和2年度以降の実績に基づきまして、年間売上げを200億円と試算しますと、令和11年度には累積赤字を解消できるものと考えております。

また、次のページには、施設改良基金の推移を示しております。累積赤字の解消と同時に、将来の施設改修に充てるため基金を積立てております。令和4年度末の残高は、約12億2600万円となっております。なお、これらにつきましては、メインスタンド事業債の償還についても含めて、見通しを立てております。以上補足説明となります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

まず最初に、資料に出ている分は、通常開催とミッドナイトがありますけど、この分については赤字ですよ。ということは、場外発売の黒字が幾らか出ているということですけど、どれくらい出ているんですか。

○公営競技事業所副所長

この売上げの中には場外発売分については入っておりません。

○城丸委員

いやこの、通常開催とミッドナイトについてがありますよね。資料があります。これは赤字ですよ、足しても。ミッドナイトは好調と言いながら、本場でやる分については赤字だと思うんですよ。ということは、黒字が出ているということは、場外発売所でもうけているということでしょう。ではないですかね。

○委員長

報告事項で、「オートレース場の運営状況等について」というのが後でありますので、そこでご質疑させていただいてよろしいでしょうか。

○城丸委員

繰越充用をしているということで先ほど9900万円黒字ということでしたので、改良基金も積立っているんですよ。それは黒字の部分から積立っていますよね。であれば、9900万円ではないのではないかという。あれがあって、もうちょっと場外でもうけているのではないかという気があって今聞いているんです。

○公営競技事業所副所長

場外といいますか、あくまで飯塚オートレース市場の収益保証の中で計算して黒字となっておりますので、特に場外発売が売れているとかいうことではございません。

○城丸委員

ちょっと以前とやり方が違うのでよく分かりませんが、場外発売の収益も、委託業者のほうに入っていくと。そして委託業者からもらうという形になっているということですね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定をいたします。

次に、「閉会中の特別付託事件」についてを議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として「産業振興について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本委員会として、「産業振興について」を閉会中の継続事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお本件については会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

お諮りいたします。案件の記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「オートレース場の運営状況等について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

「オートレースの運営状況等について」、ご報告をいたします。

資料1 ページの「令和3年度・4年度売上額及び入場者比較表（全体）」をお願いいたします。まず、売上額についてですが、一番左側のR4年度実績Aの合計欄を御覧ください。開催日数157日、売上額220億84万5700円、1日の平均の売上額は1億4013万2800円となっております。一方、R3年度実績Bの合計欄、開催日数は149日、売上額221億9905万1300円、1日平均の売上げは、1億4898万6900円となっております、売上額の比較では、1億9820万5600円の減、1日平均では885万4100円の減となっております。この売上額減につきましては、令和3年度に開催いたしましたグレードレースの1つ、特別GI、これが5日間ございましたが、これが他場との持ち回り開催となっておりますことから、令和4年度において開催できなかったことが大きな要因であると考えております。

次に、入場者数につきましては、表の右側部を御覧ください。R4年度実績Dの合計欄、総入場者数7万9130人、1日平均1027人となっております。R3年度実績Eの合計は、7万1209人、1日平均1047人となっておりますので、比較しますと、総入場者数は7921人の増、1日平均では20人の減となっております。これにつきましては、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、15日間無観客開催があったこと。また、令和4年度からは、本格的にメインスタンド整備工事を実施しておりますことから、お客様の滞留される場所が限定され、お客様に大変ご迷惑をおかけしていることが要因であろうと考えております。

なお、内訳としまして、2ページ目に通常開催の比較表、3ページ目にミッドナイト開催の比較表を添付しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上、オートレース運営状況の報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

今通常開催とミッドナイト開催の分はありましたけど、全体的な、さっき言った場外発売も含めたところの全体的な売上げでどうなっているのかとかいうのは分からないんですか。

○公営競技事業所副所長

全体と言われましたけれども、場外発売の分につきましては、今包括的民間委託を行っておりますので、そちらのほうの委託料のほうに含まれるような形になりますので、売上げとしては上がってこないような形になります。

○城丸委員

いや、それは分かるんですけど、実際、飯塚オート全体でどうなっているのかとかいう数字は分からないんですか。前は本場開催の赤字を場外発売で埋めているようなやり方をずっとしてきたんですね。今も多分そうだと思うんです。全体的にどうなっているというのは、何か数字は出てないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10：41

再開 10：41

委員会を再開いたします。

○公営競技事業所副所長

場外発売等を含めた全体的な売上げというか、収益になりますけれども、こちらのほうについては決算のほうでお示しするような形になると思いますので、今回についてはちょっと計算を持ち合わせておりません。

○城丸委員

次回の委員会で、これを出していただけたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料、「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年11月11日の当委員会におきまして、契約のご報告をさせていただいておりました浦田第一雨水幹線整備工事につきまして、現契約工期の令和4年10月4日から令和5年3月31日までの期間を、令和5年5月31日に変更。また、現契約金額9090万7300円から、409万4200円を増額しまして、変更契約金額、9500万1500円としたものでございます。変更契約の理由としましては、工事実施に当たり、歩行者の安全確保による迂回路設置について、学校関係者及び地元関係者との協議並びに当迂回路製作・設置に不測の日数を要し、工期内でのしゅん功が困難となったため、工期を令和5年5月31日に延伸しております。また、水路構造物設置の際、一部沈下の傾向がみられたため、当初計画の碎石基礎をコンクリート基礎に変更、その他精査による各工種の数量変更を行ったものでございます。

なお、工事箇所につきましては、次ページ、資料にて表記しておりますが、筑豊本線浦田駅と鯉田駅の間地点の200号バイパス高架下付近になります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

引き続き、資料、「工事請負変更契約報告書」の3ページをお願いいたします。

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。昨年9月15日の当委員会におきまして、契約のご報告をさせていただいておりました水江雨水ポンプ場新設（建築）工事につきまして、現契約工期、令和4年9月6日から令和5年3月20日までの期間を、令和5年8月10日に変更。また、現契約金額8676万8千円から322万3千円を増額しまして、変更契約金額8999万1千円としたものでございます。変更契約の理由としましては、工事着手に当たり、先行工事であった土木工事が、湧水による工法変更が生じ、本工事への引渡し期間が遅れたこと。また、当ポンプ場の構造が土木工事にて施工したポンプ槽等が操作室である建屋の基礎となる一体構造物であるため、土木完成物と今後の建屋建築の着手に当たり、建築確認審査機関による一体構造物としての確認協議に不測の期間を要したことにより、工期内でのしゅん功が困難となったため、工期を令和5年8月10日に延伸しております。また、工期延伸に伴う諸経費の増による請負金額の増額変更を行ったものであります。

なお、工事箇所につきましては、次ページ、資料2にて表記しておりますが、遠賀川と建花寺川の合流地点になります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

あなた方、一生懸命日頃仕事をしていると思いますけど、余りにもその変更の内容が、矛盾し過ぎております。というのが、工期が全部延長になって、これが突発的に何か土質が変わっ

たとか、いろいろ問題が出たとかいうことではなくて、初めから分かり切ったような話の説明ですよ、今聞いていたら。地元対策の説明がきちっとできてなかったと、浦田駅のところはね。そういうことで、ここは一部碎石から基礎コンクリートに変わったと。内容的には一部分、これは、工期が延びれば経費も余分に見るわけでしょう、その期間中は。それで、この排水機場かな、川津のところの、ここも一緒ね。当初、土木工事でみていて、建築上屋と下部は一体物として見るんですよ、最初から。それを確認申請が、手続がうまくいかなかったという説明でしょう。それはもう初めから分かったことではないですか。あなた方は、土木は土木で設計委託を出している、建築は建築で設計委託を出しているわけでしょう。委託で受注した業者さんもある程度責任もあるのではないですか。その辺りをもう少し、あなた方も少し勉強して、どうなるかということ、少し今後のこともありますので、少しその辺りをよく勉強されたらいいと思いますよ。これはもう分かり切った工期延長の変更ですからね。普段は言いませんけど、その辺り少し勉強してください。

○土木建設課長

質問委員が言われますとおり、ちょっと今後いろいろ、事前に分かるところは確認しながら事業を進めてまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約変更について」、報告を求めます。

○農業土木課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料1ページ、「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。昨年6月27日の本会議において議決を受けました口春（頭首工）災害復旧工事につきまして、工期のしゅん功日を、令和5年3月31日から令和5年5月1日に変更したものでございます。この変更契約の概要といたしましては、災害により破損したゴム堰を交換するため、堰柱及び河床のコンクリートに固定させる工程において、コンクリートの強度が当初の想定よりも非常に高く、はつり作業に2倍の時間を要したことから、工期の延長を行ったものでございます。

資料2ページをお願いいたします。昨年11月11日の経済建設委員会におきまして、契約の締結としてご報告しておりました、口春（頭首工）災害復旧（仮設道路）工事につきまして、工期のしゅん功日を令和5年3月31日から令和5年5月31日に変更したものでございます。本工事は、関連工事である口春（頭首工）災害復旧（仮設道路）工事における資材の搬入等を目的に、仮設道路を設置したものでございますが、関連する工事の工事延長に伴い、仮設道路を撤去する時期に変更が生じることとなったため、工期を延長したものでございます。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課

「工事請負契約について」、報告をいたします。

資料、「工事請負契約報告書」をお願いいたします。工事名は鯉田浄水場集中監視装置外1件改良工事でございます。工事概要といたしましては、鯉田浄水場の集中監視装置、急速ろ過池設備、動力盤及び大日寺ポンプ場の送水ポンプ盤が、更新基準年数を経過しており、浄水

場やポンプ場の運転監視制御に支障をきたすおそれがあるため、改良するものでございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付一般競争入札実施要領、同運用基準及び特定建設工事共同企業体運用基準に基づきまして、電気工事業者で、市内A等級、または準市内業者を参加構成員とする特定建設工事共同企業体であること等の参加要件を決定し、公告いたしましたところ、2企業体から入札参加申請があり、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6億5814万千円、落札率98.99%で、アイテック・西日本電波工業特定建設工事共同企業体が落札しております。

資料の2ページ目には、工事箇所の位置図をお示ししております。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。